

財団法人北区まちづくり公社地域まちづくり推進団体支援及び助成要綱

平成18年2月20日

要綱第9号

(目的)

第1条 この要綱は、自ら地域のまちづくりを推進しようとする住民等で組織するまちづくり団体を支援し、もって北区都市計画マスタープランに基づく、地域特性を重視した協働のまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり 都市計画マスタープランの実現に寄与する都市基盤の整備、居住環境の改善もしくはこれに準ずる活動をいう。

(2) 地域 概ね0.5ha以上の区域、1町自治会以上の地域及びこれらに準ずる地域をいう。

(3) 住民等 北区内に在住、在勤又は在学する者、事業者及び関係権利者をいう。

(地域まちづくり推進団体の認定及び取消)

第3条 理事長は、次のすべてに該当する団体を地域まちづくり推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することができる。

(1) 地域のまちづくりビジョン、方針等を定め、公的機関等との協働のまちづくりを推進する団体であること。

(2) 活動の対象となる地域を定め、当該地域内の相当部分の住民等により組織される、又は、相当部分の住民等により組織しようとする団体であること。

(3) 自ら規約等を定め、活動が継続的に行われていること。

(4) 団体の経理に関する会計等が置かれていること。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、その活動が北区のまちづくりに寄与すると認められた場合には、理事会の議決を経て、住民等により組織された団体を推進団体として認定することができる。

3 理事長は、前2項の規定により認定した推進団体が、前2項に規定する要件に該当しなくなったとき、その他推進団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(推進団体に対する助成金)

第4条 理事長は、推進団体に対し、予算の範囲内において、次の各号に該当する費用の一部を助成することができる。

(1) 推進団体会員及び地域内の住民等に対する広報活動に要する費用等、当該推進団体

の管理運営に要する費用。

(2) 地域のまちづくり構想、長期計画の作成及びこれに付随する調査研究（以下「構想等」という。）に要する費用

(3) その他理事長が認める費用

2 前項に基づく助成金の額については別表に定める額を限度として理事長が決定する。

3 第2号に規定する構想等に基づく事業に係る費用については、1/2を限度として、助成対象とする。

(助成金の交付期間)

第5条 前条の助成金は、各年度を単位として交付するものとし、交付期間は3年を超えることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、その期間を延長することができる。

(推進団体に対するその他の支援)

第6条 理事長は、推進団体に対し、第4条に定める助成金のほか、まちづくりに関する技術的援助、役務の提供、その他推進団体の事業及び運営に対する支援を行うことができる。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(財団法人北区まちづくり公社まちづくり協議会助成要綱の廃止)

2 財団法人北区まちづくり公社まちづくり協議会助成要綱（平成7年8月21日要綱第2号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

| 会員数 | 助成金の限度額 |
|--------|---------|
| 30人未満 | 10万円以内 |
| 100人未満 | 30万円以内 |
| 100人以上 | 50万円以内 |

財団法人北区まちづくり公社地域まちづくり推進団体支援及び助成要綱施行要領

平成18年2月20日
要領第9号

(推進団体の認定及び取消)

第1条 財団法人北区まちづくり公社地域まちづくり推進団体支援及び助成要綱(平成18年2月20日要綱第9号。以下「要綱」という。)第3条に規定する認定を受けようとする団体は、次に掲げる事項を説明する資料とともに、地域まちづくり推進団体認定申請書(別記第1号様式)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 会員名簿
- (3) 活動地域
- (4) 活動実績
- (5) 活動計画

2 理事長は、前項に規定する申請を受け付けしたときは、認定の適否を決定し、その旨を地域まちづくり推進団体認定(不認定)通知書(別記第2号様式)により申請団体に通知する。

3 理事長は、要綱第3条第3項の規定により推進団体の認定を取り消したときは、地域まちづくり推進団体認定取消通知書(別記第3号様式)により推進団体に通知する。

(助成の申請及び決定)

第2条 要綱第4条に規定する助成を受けようとする推進団体は、次に掲げる事項を説明する資料を添付の上、地域まちづくり推進団体助成申請書(別記第4号様式)及び助成申請額計算書(別記第5号様式)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 年度活動計画
- (2) 年度収支見積

2 要綱第4条に規定する助成の対象は、飲食費及び交通費を除く費用とする。

3 理事長は、第1項に規定する申請を受け付けしたときは、速やかに審査の上、助成の可否及び助成内容を決定し、その旨を地域まちづくり推進団体助成決定(非決定)通知書(別記第6号様式)により推進団体に通知する。

4 理事長は、前項の決定に際して条件を付することができる。

(申請の期限)

第3条 前2条に規定する申請書は、毎年3月末日までに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が認める場合には、当該提出期限が経過した後においても提出することができる。

(事情変更等の届出)

第4条 助成の決定を受けた推進団体は、第1条及び第2条の申請内容に変更を生じた場合は、速やかに地域まちづくり推進団体変更事由届出書(別記第7号様式)により理事

長に届け出なければならない。

(助成金の交付)

第5条 助成金は、第2条第3項の規定による決定金額を上限として、交付することができる。

2 前項に規定する助成金の交付を受けようとする推進団体は、地域まちづくり推進団体助成金交付申請書(別記第8号様式)を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 第2条第3項の規定による助成の決定を受けた推進団体は、助成の対象となった事業等が完成したとき、又は年度が満了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を説明する資料を添付の上、地域まちづくり推進団体実績報告書(別記第9号様式)を理事長に提出しなければならない。

(1) 活動報告

(2) 決算書

(助成金額の確定及び精算)

第7条 理事長は、前条の実績報告書を受け付けしたときは、当該報告の審査、現場調査等を行った後に助成金の額を確定し、推進団体に対して地域まちづくり推進団体助成金額確定通知書(別記第10号様式)により通知する。

2 第5条の規定により交付された金額と前項の金額に過不足が生じたときは精算する。

(助成金の返還)

第8条 理事長は、助成の決定を受けた推進団体が、要綱第3条第3項により推進団体の認定を取り消されたとき並びに助成の決定内容、これに付した条件、その他要綱及びこの要領に違反したときは、決定又は確定内容の全部又は一部を取り消し、既に交付されている助成金の返還を命ずることができる。

(報告書類の提出)

第9条 理事長は、助成の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成の決定を受けた推進団体に対し、報告又は資料の提出を求め、事業の進行状況について調査することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定にかかわらず、平成18年度に限り、同条に規定する申請期限は5月12日までとする。

(財団法人北区まちづくり公社まちづくり協議会助成要綱施行要領の廃止)

3 財団法人北区まちづくり公社まちづくり協議会助成要綱施行要領(平成7年8月21日要領第3号)は、廃止する。